

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

看護師の不足を解消するため、鳥取県立倉吉総合看護専門学校第1看護学科の定員を増員する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正

- ア 授業料等の減免事由を明確にする。
- イ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正

- ア 看護学科のうち第1看護学科の総定員及び1学年の入学定員を次のとおり増員する。

	改正後	改正前
総定員	105人	75人
1学年の入学定員	35人	25人

- イ 授業料等の減免事由を明確にする。
- ウ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする(1)並びに(2)イ及びウを除き、平成23年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。